

第2-1-4表 年齢区分別待機児童数

H26.4.1

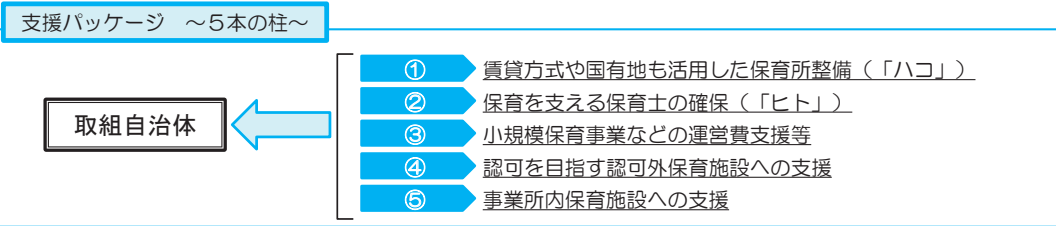
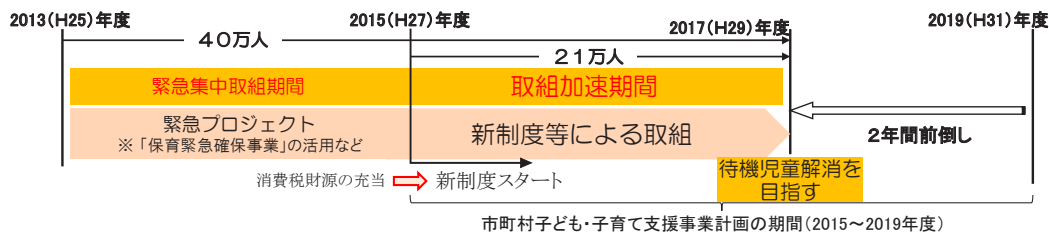
年齢区分	利用児童		待機児童	
	人数	割合	人数	割合
低年齢児 (0~2歳)	858,957人	37.9%	18,062人	84.5%
うち0歳児	119,264人	5.3%	3,507人	16.4%
うち1・2歳児	739,693人	32.6%	14,555人	68.1%
3歳以上児	1,407,856人	62.1%	3,309人	15.5%
全年齢児計	2,266,813人	100.0%	21,371人	100.0%

資料：厚生労働省資料

第2-1-5図 待機児童解消加速化プラン

待機児童解消加速化プラン

- ◇ 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約19.1万人となり、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）はほぼ達成する見込み。 ※保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量は約20.1万人
- ◇ 平成27年度からの3か年（取組加速期間）で、約21万人分の保育の受け皿を確保することで、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、平成29年度末までに待機児童の解消を目指す。 ※引き続き、各自治体における待機児童対策の進展等に応じてフォローアップを継続していく。



資料：厚生労働省資料

「保育士確保プラン」の推進

「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、2015（平成27）年1月に「保育士確保プラン」を策定した。

保育士確保プランでは、2017（平成29）年度までに追加で必要となる6.9万人の保育士を確保するため、地域限定保育士試験など保育士試験の年2回実施の推進や消費税財源を活用し3%相当の処遇改善を行うなどの新たな取組のほか、離職の防止、潜在保育士の復帰支援、保育士養成といった取組についても、引き続き確実に実施していくなど、取組を強化することとしている。

3 「小1の壁」の打破

放課後子ども総合プランの推進

保育所と比べると放課後児童クラブの開所時間が短いため、子供が小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となる、いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が共同で、2014（平成26）年7月31日に「放課後子ども総合プラン」を策定し、学校施設（余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等）を徹底活用して、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型を中心とした取組を推進することとした。同プランで

は、2019（平成31）年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備すること、全小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指している。また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指している。

国は、市町村において計画的に放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備を進めていけるよう、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」（平成26年11月28日告示）に「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について記載し、市町村行動計画に一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量等を盛り込むことや、都道府県行動計画に放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施について教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策等を盛り込むことを求めた。

全ての子供を対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの機会を提供する「放課後子供教室」は、2014年12月現在、1,135の市町村で11,991教室が行われている。共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて、学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」は、2014年5月現在、1,598市町村で22,084か所実施され、936,452人の児童が登録されている。

第2-1-6表 放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施状況

	放課後子供教室 (2014年12月現在)	放課後児童クラブ (2014年5月1日現在)
実施か所数	11,991 か所	22,084 か所
実施市区町村数	1,135 市区町村	1,598 市区町村
登録児童数	—	936,452 人

資料：文部科学省及び厚生労働省資料

放課後児童クラブの充実

「放課後児童クラブ」については、2015（平成27）年4月から、改正後の児童福祉法に基づき、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、質を確保する観点から、職員の資格、員数、施設、開所日数・開所時間、集団の規模や一般原則などを定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定し、市町村はこれを踏まえて設備及び運営に関する基準を条例で定め、この条例に基づき放課後児童健全育成事業を実施することとした。特に、職員に関する基準については、保育士、社会福祉士等の資格や一定の実務経験を有する者等で都道府県知事が行う研修（認定資格研修）を修了した者を放課後児童支援員として認定し、支援の単位ごとに2

名以上配置することなどを定めた。

また、放課後児童クラブの運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子供に保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図っていくため、2007（平成19）年に策定した「放課後児童クラブガイドライン」を見直して、「放課後児童クラブ運営指針」（2015年3月）を策定し、児童が安心して過ごせる生活の場としての一定水準の質の確保及び向上を図ることとした。

さらに、2014（平成26）年度予算では、消費税財源を活用した放課後児童クラブ開所時間延長支援事業により、保護者の利用意向を反映して開所時間の延長を行う放課後児童クラブに対して、追加的な財政支援を行うことで、保育所との開所時間の乖離の解消を図った。